ＫａｎＦＡ
品質管理ガイドライン

KanFA
協同組合 関西ファッション連合

目　次

～ index ～

■ Ⅰ ＫａｎＦＡ品質基準書

ＫａｎＦＡ品質基準書　・・・　Ⅰ－ １
ＫａｎＦＡ検査基準　・・・　Ⅰ－ ２
試験目的　・・・　Ⅰ－ ５

■ Ⅱ ＫａｎＦＡ検品チェックツール

ＫａｎＦＡ検品チェックツール　・・・　Ⅱ－ １
検品チェックツール　・・・　Ⅱ－ ２
用語集　・・・　Ⅱ－ ４

■ Ⅲ 参考資料

家庭用品品質表示法　品目別表示条件　・・・　Ⅲ－ １
繊維組成表示の指定用語　・・・　Ⅲ－ ３
洗濯等取扱い絵表示（JIS L0217）　・・・　Ⅲ－ ５
洗濯等取扱い絵表示（JIS L0001）　・・・　Ⅲ－ ６
原産国　・・・　Ⅲ－ ７
衣料品のサイズ　・・・　Ⅲ－ ９
繊維製品の表示例　・・・　Ⅲ－15
有害物質を含有する家庭用品の規制　・・・　Ⅲ－16
容器包装リサイクル法　・・・　Ⅲ－21

KanFA
協同組合 関西ファッション連合

Ⅰ

ＫａｎＦＡ 品質基準書

KanFA
協同組合 関西ファッション連合

Update：2014.12.26

KanFA 品質基準書

KanFA 品質基準書は、生産者の責任として最低限遵守すべき品質基準を纏めており、消費者に安心・安全を提供する事を目的に作成しました。
その目的を達成するためには、社内で品質事故を未然に防止する体制を構築し、運用する事が重要だと考えます。
社内管理体制を運用するにあたって、安心・安全な商品品質を維持しているかどうかを確認する際の目安になるような基準書を纏めさせていただきました。
貴社の品質管理業務の運用の一助にご活用ください。
なお、この品質基準書にある試験項目は、各商品の品目、素材の特性に応じて適用するか否かを判断する必要があります。資料「試験目的」を参考に適切な運用をお願いします。

アイテム別カテゴリー

外衣類　：ジャケット、スカート、パンツ、スーツ、コート、ブルゾン（ジャンパー）、作業服など

中衣類　：プルオーバー、トレーニングウェア、ニットシャツ、ワイシャツ、ブラウス寝衣など

セーター：セーター、カーディガンなど

下着類　：下着など

KanFA 品質基準書 WG　メンバー
リーダー　山田　美絵　　伊藤忠ファッションシステム株式会社
　　杉野　宏　　株式会社赤ちゃん本舗
　　田代　佳彦　　株式会社エムファースト
　　西野　仁　　株式会社モードラサ

	試験項目	試験方法	適用	必須		外衣類（編）	外衣類（織）	中衣類（編）	中衣類（織）	セーター	下着類	備考
染色堅牢度試験	洗濯	JIS L 0844	水洗い対象品に適用 毛・絹を含むもの：A-1号 その他：A-2号	○	変退色	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	（参考）洗液汚染3級以上
					汚染	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	
	汗	JIS L 0848		○	変退色	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	
					汚染	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	
	摩擦	JIS L 0849 Ⅱ型		○	乾燥	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	インディゴ・顔料、コール天、別珍は乾燥3級以上、湿潤1-2級
					湿潤	2級以上	2級以上	2級以上	2級以上	2級以上	2級以上	
	耐光	JIS L 0842，0843 第3露光法		○	淡色	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	
					その他	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	
	ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1（パーク） B-1（石油系）	ドライクリーニング対象品に適用 取扱いの表示による	○	変退色	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	（参考）洗液汚染3級以上
					汚染	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	
	水	JIS L 0846	ドライクリーニング対象品に適用	○	変退色	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	
					汚染	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	
	色泣き	大丸法	濃淡配色品に適用		汚染	4-5級以上	4-5級以上	4-5級以上	4-5級以上	4-5級以上	4-5級以上	
	塩素処理水	JIS L 0884 A法	セルロース系繊維を含む、水洗い可のもの		変退色	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	3-4級以上	
	汗耐光	JIS L 0888 B法	セルロース系繊維に適用		変退色	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	
	酸素系漂白剤		酸素系漂白が可能なもの									
	水滴下	JIS L 0853			変退色	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	
寸法変化試験	浸漬	JIS L 1096 C法 D法	ドライクリーニング対象品に適用。C法：毛、絹を含むもの D法：その他			ﾀﾃ：+2～-3% ﾖｺ：+2～-5%	+1～-3%	ﾀﾃ：+2～-3% ﾖｺ：+2～-5%	+1～-3%	+3～-6%		
	プレス	JIS L 1096 H-2法				+2～-3%	+1～-2%	+2～-3%	+1～-2%			
	ドライクリーニング	JIS L1096 J-1法	ドライクリーニング対象品に適用	○		+1～-3%	+1～-2%	+1～-3%	+1～-2%			
	家庭洗濯	JIS L 1096 G法（JIS L 0217 103法）※1	水洗い対象品に適用 自然乾燥品に適用 103法に耐えられない素材については106法を適用	○		ﾀﾃ：+2～-3% ﾖｺ：+2～-5%	+1～-3%	ﾀﾃ：+2～-5% ﾖｺ：+2～-7%	+1～-3%	+3～-7%	+3～-7%	

	試験項目	試験方法	適用	必須		外衣類（編）	外衣類（織）	中衣類（編）	中衣類（織）	セーター	下着類	備考
安全衛生	遊離ホルムアルデヒド	JIS L 1041 B法（厚生省令 第34号）		※2 ○	一般	通産省通知に準ずる（上限値は1000とする）					厚生省令に準ずる	
				○	ベビー（24ヶ月以内）	厚生省令に準ずる						
	特定芳香族アミン	JIS L 1940-1 JIS L 1940-3		○		法規制になれば法律に、それまでの期間は繊産連自主基準に準ずる						
	表面フラッシュ	JIS L 1917	起毛生地で、表面起毛部の繊維にセルロース系繊維を50%以上含むもの		なし	合格						表面フラッシュ炎10cm未満
					あり	注意喚起を検討する						表目フラッシュ炎10cm以上20cm未満または表面フラッシュ炎20cmまで1秒以
					著しい	不合格						表面フラッシュ炎20cmまで1秒未満
生地強度試験	破裂強度	JIS L 1096 A法（ミューレン形法）	編地			400kPa以上		300kPa以上		300kPa以上	300kPa以上	
	引張強度	JIS L 1096 A法（ストリップ法）	織地				200N以上		150N以上		150N以上	
	引裂強度	JIS L 1096 D法（ペンジュラム法）	織地				10N以上		7N以上		7N以上	
	滑脱抵抗力	JIS L 1096 B法	織地（ボトムス）		荷重：117.7N		5mm以下		5mm以下			下着はボトムス・トップス共に荷重49.0N織物に適用
			織地（トップス）		荷重：49.0N		3mm以下		3mm以下		3mm以下	
	目寄れ	JIS L 1062 A法	織地				3mm以下		3mm以下			
	ピリング	JIS L 1076 A法	編地5h 織地10h			3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	毛羽乱れ等、外観に異常がある場合は特記する事
	スナッグ	JIS L 1058 A法（メース法）				3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	水着等、長繊維素材はD-1法（ダメージ棒法）を適用
	パイル保持性	JIS L1075 A法	コール天、別珍、ニットベロアなどのカットパイル、モール糸製品に適用			60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	
	毛羽付着	セロテープ法	起毛素材、無撚糸使いに適用			3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	
	中わた吹き出し	バイリーン法	中わた、ニットキルト、ダンボールニットに適用			3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	3級以上	

	試験項目		試験方法	適用	必須		外衣類（編）	外衣類（織）	中衣類（編）	中衣類（織）	セーター	下着類	備考
製品試験	縫製・外観				○		異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	
	表示（組成・取扱い）		家庭用品品質表示法		○		適正であること	適正であること	適正であること	適正であること	適正であること	適正であること	
	表示（原産国）		景品表示法		○		適正であること	適正であること	適正であること	適正であること	適正であること	適正であること	
	表示（サイズ）		JIS		○		準ずる	準ずる	準ずる	準ずる	準ずる	準ずる	
	表示（リサイクルマーク）		容器包装リサイクル法／資源有効利用促進法		○		適正であること	適正であること	適正であること	適正であること	適正であること	適正であること	
	耐洗濯性	縫製・外観	取扱絵表示に準ずる		○		異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	
		寸法変化		ドライクリーニング対象品に適用	○		+1～-3%	+1～-2%	+1～-3%	+1～-2%			
				水洗い対象品に適用			タテ：+2～-3% ヨコ：+2～	+1～-3%	タテ：+2～-5% ヨコ：+2～	+1～-3%	+3～-7%	+3～-7%	
		染色性			○	変退色	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	
						ブリード	4-5級以上	4-5級以上	4-5級以上	4-5級以上	4-5級以上	4-5級以上	

濃色：JIS L 0805　汚染用グレースケールの2号以下
淡色：JIS L 0805　汚染用グレースケールの3号以上
厚地：200g/㎡以上
薄地：200g/㎡未満
染色堅牢度試験：白物は耐光のみ実施
添付白布は「綿・絹」とする
染色堅牢度試験・遊離ホルムアルデヒド・特定芳香族アミンは全色確認
寸法変化試験・生地強度試験・製品試験は品番・デザイン・素材ごとに確認

※1　JIS審議中の為、変更になる可能性あり
※2　厚生省令規制対象品は必須

	試験項目	目的
染色堅牢度試験	洗濯	洗濯による変退色及び他繊維品への汚染の程度を調べるために行う
	汗	汗による変退色及び他繊維品への汚染の程度を調べるために行う
	摩擦	摩擦作用により他のものを汚染する程度を乾燥及び湿潤の状態で調べるために行う
	耐光	日光、蛍光灯等の作用による変退色の程度を調べるために行う
	ﾄﾞﾗｲｸﾘｰﾆﾝｸﾞ	ドライクリーニングによる変退色及び他繊維品への汚染の程度を調べるために行う
	水	水による変退色及び他繊維品への汚染の程度を調べるために行う
	色泣き	染色部から染料が移動して白場又は淡色部を汚染する程度を調べるために行う
	塩素処理水	洗濯時の水道水又は水泳時のプール水による変退色の程度を調べるために行う
	汗耐光	染色した繊維品の光及び汗の複合作用による変退色の程度を調べるために行う
	酸素系漂白剤	洗濯及び漂白処理において酸素系漂白剤による変退色及び他繊維品への汚染の程度を調べるために行う
	水滴下	部分的に水に濡れる事による変退色の程度を調べるために行う
寸法変化試験		浸漬、ドライクリーニング、プレス仕上げ又は洗濯による形態変化を調べるために行う
安全衛生	遊離ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	樹脂加工等を施した織物及び編物（レースを含む）の遊離ホルムアルデヒドの含有量を調べるために行う
	特定芳香族アミン	アゾ色素から生成する特定芳香族アミンの含有量を調べるために行う
	表面フラッシュ	材料表面の炎の急激な広がりによる燃焼性を調べるために行う
生地強度試験	破裂強度	生地が破裂したときの強さを調べるために行う
	引張強度	生地が引張り破断したときの強さを調べるために行う
	引裂強度	生地が引裂かれた時の強さを調べるために行う
	滑脱抵抗力	縫い目に直角に力が加わったときのたて糸又はよこ糸の滑りやすさの程度を調べるために行う
	目寄れ	摩擦などの物理的作用によって織糸の一部が偏る程度を調べるために行う
	ピリング	生地表面のピリング（毛玉）の発生の程度を調べるために行う
	スナッグ	引掛かりにより、生地表面に繊維や糸が突出する程度を調べるために行う
	パイル保持性	パイル織物及びパイル編物のパイルの、摩擦あるいは引張りに対する強さの度合いを調べるために行う
	毛羽付着	着用や洗濯による生地表面の毛羽脱落及び他繊維への付着の程度を調べるために行う
	中わた吹き出し	着用や洗濯による中わたの吹き出しの程度を調べるために行う

Ⅱ

KanFA 検品チェックツール

KanFA
協同組合 関西ファッション連合

当検品チェックツールは、消費者クレームを減らし、関西のモノづくりの良さを訴求する事を目的に作成しました。
クレームを減らす為には、各社が商品を流通させる前に各工程で品質を作りこむ事が重要だと考えます。
自社検品・第三者検品などを実施されていると思いますが、最終的に営業担当者でも不適合品を排除出来るように
すべきだと考え、最低限確認すべき検品項目を纏めさせていただきました。
品質管理担当者以外のどなたでも簡単に検品作業の出来るツールとなっております。
当ツールは仕様書が無い場合を想定したツールになっており、買い付け商品やサンプル商品などにもご活用頂けます。
また、新入社員の研修や、改めて商品の出来栄えを確認する事でもご活用いただけます。

検品チェックツールを使う前の準備として次のことに注意しましょう。

- 検品とは、お客様目線に立った出来栄えを確認する作業です
- 検品をしてクレーム品を作らないように、「汚さない」「異物混入をさせない」など、十分に注意してください。
- 検品もれを無くすために、検品手順を決めておくことも大切です。

では、検品を始めましょう。

KanFA検品チェックツール作成WG　メンバー
リーダー 着本　英一　瀧定大阪株式会社
武下　典史　株式会社ナックス
吉兼　令晴　西川リビング株式会社
吉瀬　由佳子 ニッキー株式会社

検品チェックツール

2014.12.26

検品日	年　月　日　AM・PM　：
検品者	
仕入先	
ブランド	
品番	
COL / SIZ	/
アイテム	

特徴

・消費者視点でチェックする
・5分で簡便に誰でもチェック出来る
・仕様書が無くてもチェック出来る

書き方		
	問題なし	○
	該当部分なし	ー
	問題あり	×

チェック不要

	主要な検品項目		参照	ジャケット	コート	スカート	パンツ	カットソー	シャツ	セーター	下着	雑貨
表示	組成	指定用語が使用されているかを確認する	Ⅲ－3									
		混率の合計が100%になるかを確認する										
	サイズ	サイズが表記されているかを確認する										
	表示者名	会社名（法人登記された正式名称）または団体名及び管理番号が表記されているか確認する	Ⅲ－15									
		住所または電話番号が表記されているか確認する	Ⅲ－15									
	原産国	原産国が表記されているか確認する	Ⅲ－7									
	洗濯絵表示	表記の組み合わせの順序が正しいかを確認する	Ⅲ－5									
	撥水	レインコート等、撥水性が必要な商品は「はっ水（水をはじきやすい）」または「撥水（水をはじきやすい）」と表示されているか確認する	Ⅲ－15									
	下げ札と縫い込みラベルの表示内容に相違が無いか確認する											
外観・生地	全体のシルエットは左右均等か											
	いせ込みは左右均等か（襟、袖、股ぐり等）		Ⅱ－7									
	着用に支障がないか（首まわり、袖口、足まわり等）											
	裏地が裾から出ていないか											
	柄合わせができているか		Ⅱ－5									
	プレス不良（縫目のあたり、テカリ）		Ⅱ－6									
	斜行・柄曲りがないか		Ⅱ－4									
	キズ、汚れがないか											
	染めムラ、中希（縫い合わせ部分等）がないか		Ⅱ－4									
	プリントに剥離、ひび割れがないか											
	ラインストーン、フロッキー、箔などの脱落がないか											

特徴

・消費者視点でチェックする
・5分で簡便に誰でもチェック出来る
・仕様書が無くてもチェック出来る

書き方		
	問題なし	○
	該当部分なし	ー
	問題あり	×

チェック不要

	主要な検品項目	参照ページ	ジャケット	コート	スカート	パンツ	カットソー	シャツ	セーター	下着	雑貨
縫製	地糸切れがないか	Ⅱ－7									
	縫い糸切れがないか	Ⅱ－7									
	縫い目とびがないか	Ⅱ－8									
	縫い外れがないか	Ⅱ－8									
	滑脱がないか	Ⅱ－8									
	糸始末が出来ているか	Ⅱ－7									
	縫い目曲がり（蛇行）がないか	Ⅱ－8									
	シームパッカリング（縫いじわ）がないか	Ⅱ－7									
附属品	釦は正しく付けられているか（例えば左右に3回回して取れないか確認）										
	釦が正常にかけ外しができるか										
	ファスナーの開閉に問題はないか（例えば3回開閉させて確認）										
	ホックは正しく取り付けられているか										
安全性	肌に刺激を与える素材が使用されていないか										
	縫い糸にモノフィラメント糸が使用されていないか	Ⅱ－4									
	異臭がしないか	Ⅱ－4									
	附属品等のバリ（突起物）などのひっかかりがないか										
	針や異物などの混入がないか										
その他の不良											

（総括）

社内確認欄

用語集

2014.12.26

★　検品チェックツールで使用している用語

原糸･織編･染色整理関係

	欠点名称	欠点の状態
★	異臭（悪臭）	薬剤臭・キャリアー残臭・精錬残臭・かび臭などで不快なもの
	糸ふし	織・編生地の中で目立つものまたはそれらが原因で生じたきず
	糸むら	織・編生地面の目立つむらとして現れたもの
	織・編のきず	生地糸が組織ミスされるかまたは糸切れするなどで生じた穴または破れ
	織・編の段・筋	織・編生地のたてまたはよこ方向に現れた段、筋状の欠点
	織・編のむら	織・編生地面に現われた部分または全体的なむら・目寄れ・よろけなど
	生地強度不足	生地強度が弱く、容易に破れるもの
	刺しゅう不良	引きつれ、柄くずれ、刺しゅう糸のくいつきなどのあるもの、引っ張ると容易に刺しゅうがくずれるもの
★	斜行	地の目・縞が斜めに走るか曲がったもの。製品のすそ線またはわき線のねじれ・曲がりなどで現れたもの
	縮絨・起毛不良	加工上がりの風合い・光沢・寸法などのバラツキまたは不良
	伸縮性不良	所定寸法まで伸びない、伸び過ぎる、伸びが戻らない、伸張で容易に破れる
	染色整理不良	染色整理工程で生じた色むら・部分的濃淡・マーク（折れじわ）、きず、しみ、汚れなど
	組織くずれ	柄や縞の乱れまたはそのリピートの不整のもの（裏糸が表に現れて見苦しいもの。浮糸不良、浮糸が長過ぎて引っ掛かるもの）
★	中希	染めむらの一種で、布の中央部と両耳部分に色の差がでること
	フィラメント	連続した極めて長い繊維
	プリント（捺染）不良	色柄ずれ、色泣き、染料とび、リピートの不整、むら、地の目縞不一致、糸返り
	密度不良	生地密度が粗雑なもの。密度（とくに各色間の）にバラツキがあるもの
★	モノフィラメント	単独に使用できる1本のフィラメント
	リラックシング不良	アイロン・プレスのスチームや熱、または水洗いで生じる収縮・小じわ・波打ちなど
	ロット不良	連続した同一生地の中に色・密度・風合いその他の段差を生じたもの

斜行

中希

★　検品チェックツールで使用している用語

裁断関係

	欠点名称	欠点の状態
	アソート不良	製品のパーツ間（例えば前身と後身など）に色差・密度差を生じたもの
	型不良	裁断要因による製品の型（外観）・寸法などの不良またはバラツキ
★	柄合わせ不良	えり、ポケット、そでなどの左右またはこれらと身ごろ、身ごろのはぎ合わせ目、打ち合わせの左右などで、柄が合っていないもの
	毛並み・方向性違い	起毛物・ニットなどの方向性無視で生じた色差、風合い差
	合印不良	合印が製品の目立つ所に見えるか、またはほつれの原因になるもの。合印通り縫ってあるか、正常に仕上がっていないもの
	地の目通し不良	スラックスやはぎ目なし身ごろのセンターなど、必要部に地の目が通っていないもの
	縫い代・折り代不良	縫い代・折り代の過不足で機能不良（縫い目のゴロツキ、スリップなど）を生じたもの

柄合せ不良

★　検品チェックツールで使用している用語

プレス・整理仕上げ

	欠点名称	欠点の状態
★	あたり、テカリ	アイロンまたはプレスを当てた部分の光沢・風合いに変化を生じたもの
	えくぼ・たるみ	えくぼ・そで山ダーツポイントなどに出る凹み。泳ぎ、比較的大きな波打ち
	大じわ	サイズ体型の適合する人台などに着せた際現れる比較的大きく見苦しいしわ
	折り目不良	スラックスその他折り目（プリーツ）の曲がり・正常位置からのずれ・折れ不足など
	型入れ不良	枠自体または枠の入れ方の不良のために、左右不均一・寸法の異常などを生じたもの
	形態不良	左右不均一・部分的寸法違いなどで見苦しいもの、えりなどの反り・収まりが悪いもの
	しみ汚れ	しみ汚れの除去が不十分で跡として目立つもの
	フィット性不良	適合サイズの着用者で、動作阻害を生じるか見苦しいダブ付きが出るもの
	風合い不良	アイロン・プレス機・セット機の仕上げ不良により風合い・光沢に変化を生じたもの
★	プレス不良	小じわが残って見苦しいもの
	ペア差	一対のセットものの間に色・風合い・サイズその他の不揃いがあるもの
	変質	検査時点で黄変・退色・かび・その他の経時変化を示すもの
	補修跡	欠点補修が不十分のため、跡として目立つもの

あたり、テカリ

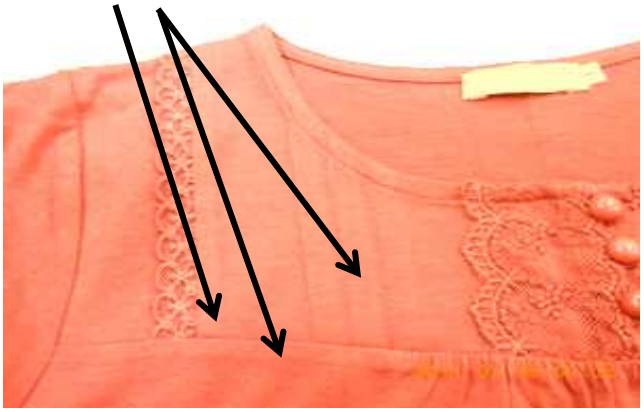

プレス不良

用語集

2014.12.26

★　検品チェックツールで使用している用語

縫製関係

	欠点名称	欠点の状態
	合印あと	縫い込み不足などにより合印が目立つ箇所に残ったもの
★	いせ込み	立体的に縫製するため、一定の奥行きをもって縫い縮めること
★	糸始末不良	縫い始め、縫い終わりの糸端の除去忘れと切り残し
	運針数過不足	3cm間の縫い目数が指定より異なっているか、または不適当なもの
	くいつき	縫い目の一部へ離れた他の部分を連れ込み、つまんだように縫われたもの
★	地糸切れ	縫い目（針穴きずの場合）または縫い目のわき（送り歯きずの場合）で生地糸が切れて生じたきず
★	シームパッカリング	縫い縮み、縫いずれによって、縫い目の周辺に生じた縫いつれまたは縫いじわ
	舌出し	縫い合わせ目から縫い代の一部が表に出ているもの
	しん貼り不良	にじみ出し、表面が白っぽく光る。白度差、しんのある所と無い所の表面の色調・光沢に差が出たもの
	接着不良	接着したものが容易に剥がれるもの、またはその外観が劣るもの
	タック不良	各タック縫いの外観が不均等で見苦しいもの
	Ｔ字縫い目ほつれ	そで付けなどをした場合に引っ張ると、肩継ぎ縫い目の肩先またはわき合わせ縫い目のわき下などでほつれるもの
	とじ不良	とじ部分に引きつれ・ひびき・浮きなどの外観、または機能の不良を生じたものおよびとじ忘れ
★	縫い糸切れ	縫い目の一部の縫い糸が切れたまま縫い上がったもの、または適度の引っ張りにも耐えられず切れるもの
	縫い糸調子不良	縫い目の不揃い、または上下糸バランス不良などで見苦しいもの

いせ込み

糸始末不良

シームパッカリング

縫い糸切れ

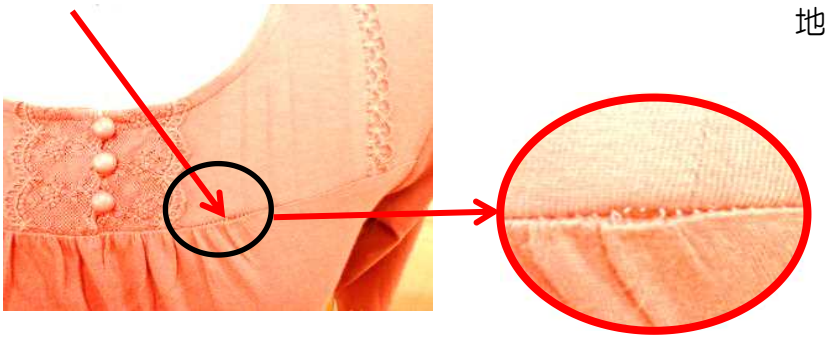

地糸切れ

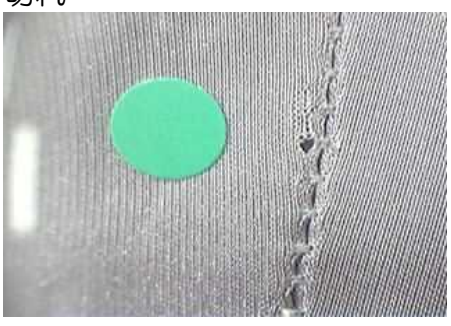

★　検品チェックツールで使用している用語

縫製関係

	欠点名称	欠点の状態
	縫い糸不良	皮膚刺激の恐れのあるモノフィラメント縫い糸、強度伸長不足のもの（共糸使用の場合）、染色堅牢度不良のものなど
	縫い代倒し不良	アイロン・押えが甘く、縫い代が十分倒れていないか、または倒し方向が違うもの
	縫い代（メス幅）不良	縫い込みの過不足で生じた縫い代量の過不足状態、縫い代の幅の不揃い。縫い代の波打った状態
	縫いずれ	パーツ間または生地と附属品間などの縫い合わせで段差・くい違いを生じたもの
	縫い縮み	縫製不良によって布地が縮むこと
	縫い継ぎ不良	縫い目の重なりが不適当なため、ほつれるかまたは見苦しいもの
	縫い付け不良	縫い付け不良のため、製品に不均等・非対称・ねじれ・振りなどの外観または機能の不良を生じたもの
	縫いつれ	縫い目の一部に不規則で見苦しい凸凹じわが生じたもの
	縫い止め不良（忘れ）	縫い始め、縫い終わりのほつれ止めを忘れたもの、不完全なものまたはその外観の劣るもの
	縫い伸び	縫い目とその周辺が縫う前に比べ、伸びてしまったもの
★	縫い外れ	縫い目が曲がり過ぎて、縫い代・生地端などからはずれたもの、巻き縫いなどの巻き込み・折り込みが一部でミスしたもの
★	縫い目滑脱	縫い目が生地から抜けるか、または縫い目近辺に目寄れ（織糸のずれ）が生じたもの
	縫い目ごろつき	縫い目またはその周辺がかさばって見苦しいか違和感のあるもの
	縫い目伸縮不良	生地の伸縮に縫い目が対応できないもの
	縫い目スリップ	縫い目滑脱の同義語
★	縫い目とび	縫い目の一部が縫い目として形成されずとんで縫われたもの
	縫い目のひけ・ラン	縫い目からよこ方向に生地に走った筋（糸ひけ、糸返り）またはほつれ（ラン）
★	縫い目曲がり	縫い目線が直線、または整った曲線になっておらず見苦しいもの
	縫い目笑い	縫い締まりが悪く、縫い目と直交方向に引っ張ると縫い目が割れて開く（笑う）もの
	縫い忘れ	本来縫うべき部分を縫い忘れたもの（一般縫い・落しミシン・伏せ縫い・裁ち目かがりなど）
	針あと残り	縫い直し、しつけ縫いなどによって生じた目立つ針穴の跡
	針穴きず	ミシン針で生地の糸を切ってできた跡
	引っ掛けきず	糸始末の際のハサミ、台のささくれ、その他で引っかけるかまたは切ることにより生地に生じたきず
	ふき出し	本来控えるべき裏側の布が表側より飛び出している状態。また、そでやえり線で折りしろ（ヘム）が折り目より飛び出した状態など
	附属品色合わせ不良	本体と附属品の色差が目立つもの（指示されたものは除く）
	附属品打ち込み不良	しっかり打ち込んで固定していない、引っ掛かりやきずがある、引っ張ると容易にほつれが発生する
	附属品材料不良	附属品の使用により生じた機能（補強・伸び止め・透け防止など）、寸法、外観などの不良
	附属品付け違い	指示された以外のものを使用したもの、または付け方（位置・方法・前加工など）を間違えたもの
	附属品などの付け忘れ	ボタン類、ネーム類などを付け忘れたもの
	補強不良	各補強の機能不良（強度不良、つれなど）または外観不良および補強忘れ

★　検品チェックツールで使用している用語

縫製関係

欠点名称	欠点の状態
目刺しはずれ	リンキング縫い目が所定の編地からはずれたもの
メス切れ不良	ミシンのメスの切れ味が悪くて、切り口がささくれ立って見苦しいもの
ゆとり・きせ不良	裏地のゆとりが不適当なため、着用の際に表地がつれるか、またはそで・すそなどから裏地がはみ出すもの
わた吹き出し	キルティングの縫い目から詰めるもの（わた・羽毛など）が吹き出しているもの

縫い外れ

縫い目滑脱

縫い目とび

縫い目曲がり

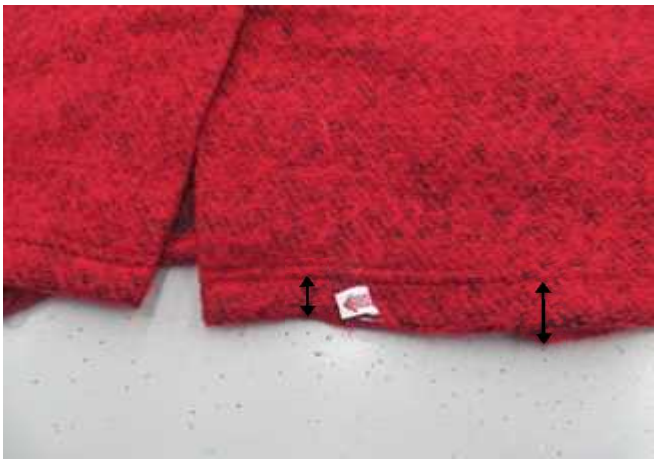

Ⅲ Reference

～ 参考資料 ～

KanFA
協同組合 関西ファッション連合

家庭用品品質表示法　品目別表示条件

品目			表示事項			付記事項
			繊維の組成	家庭洗濯等取扱い方法	はっ水性	表示者名及び連絡先
1	糸 ※1		○			○
2	織物、ニット生地、レース生地（上記1に掲げる糸を製品の全部または一部に使用して製造したものに限る）		○			○
3 衣料品等 ※2	⑴上衣		○ ※5	○		○
	⑵ズボン		○	○		○
	⑶スカート		○	○		○
	⑷ドレス及びホームドレス		○	○		○
	⑸プルオーバー、カーディガン、その他のセーター		○	○		○
	⑹ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツその他のシャツ		○	○		○
	⑺ブラウス		○	○		○
	⑻エプロン、かっぽう着、事務服及び作業服		○	○		○
	⑼オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート	特定織物 ※3のみを表生地に使用した和装用のもの	○ ※5		○ ※4	○
		その他のもの	○ ※5	○	○ ※4	○
	⑽子供用オーバーオール及びロンパース		○	○		○
	⑾下着 繊維の種類が1種類のもの	なせん加工品	○	○		○
		その他	○			○
		特定織物 ※3のみを表生地に使用した和装用のもの	○			○
		その他のもの	○	○		○
	⑿寝衣		○	○		○
	⒀靴下		○			○
	⒁足袋		○			○
	⒂手袋		○			○
	⒃ハンカチ		○			○
	⒄毛布		○	○		○
	⒅敷布		○	○		○
	⒆タオル及び手ぬぐい		○			○

家庭用品品質表示法　品目別表示条件

品目			表示事項			付記事項
			繊維の組成	家庭洗濯等取扱い方法	はっ水性	表示者名及び連絡先
3 衣料品等 ※2	⑳羽織及び着物	特定織物 ※3のみを表生地に使用した和装用のもの	○			○
		その他のもの	○	○		○
	㉑マフラー、スカーフ及びショール		○			○
	㉒ひざ掛け		○	○		○
	㉓カーテン		○	○		○
	㉔床敷物（パイルのあるものに限る）		○			○
	㉕上掛け（タオル製のものに限る）		○	○		○
	㉖ふとん		○			○
	㉗毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド		○	○		○
	㉘テーブル掛け		○			○
	㉙ネクタイ		○			○
	㉚水着		○			○
	㉛ふろしき		○			○
	㉜帯		○			○
	㉝帯締め及び羽織ひも		○			○

※1　糸の全部または一部が綿、毛、絹、麻（亜麻及び苧麻に限る）、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、プロミックス繊維、ナイロン繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリエチレン系合成繊維、ポリプロピレン系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ポリクラール繊維及びガラス繊維であるものに限る

※2　上記1に掲げる糸や2に掲げる織物、ニット生地またはレース生地を製品の全部または一部に使用して製造しまたは加工した繊維製品（電気加熱式のものを除く）に限る

※3　「特定繊維」とは、組成繊維中における絹の混用率が50%以上の織物又はたて糸若しくはよこ糸の組成繊維が絹のみの織物をいう

※4　「はっ水性」の表示は、レインコート等はっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示をする必要はない

※5　詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物（ポケット口、ひじ、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されている物を除く）を表示する

繊維組成表示の指定用語

「繊維の組成」は、繊維の名称と混用率を併記して表示する。繊維の名称は下記の通り、
法律で定められた用語（指定用語）を使用して表示しなければなりません。

繊維の名称		指定用語（いずれの表示も可）			
綿		綿	コットン	COTTON	
毛	羊毛	毛	羊毛	ウール	WOOL
	アンゴラ	毛	アンゴラ		
	カシミヤ	毛	カシミヤ		
	モヘヤ	毛	モヘヤ		
	ラクダ	毛	らくだ	キャメル	
	アルパカ	毛	アルパカ		
	その他のもの	毛			
絹		絹	シルク	SILK	
麻（亜麻（ラミー）および苧麻（リネン）に限る）		麻			
ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの	レーヨン	RAYON	ポリノジック	
	その他のもの	レーヨン	RAYON		
銅アンモニア繊維		キュプラ			
アセテート繊維	水酸基の92%以上が酢酸化されているもの	アセテート	ACETATE	トリアセテート	
	その他のもの	アセテート	ACETATE		
プロミックス繊維		プロミックス			
ナイロン繊維		ナイロン	NYLON		
アラミド繊維		アラミド			
ビニロン繊維		ビニロン			
ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン			
ポリ塩化ビニル系合成繊維		ポリ塩化ビニル			
ポリエステル系合成繊維		ポリエステル	POLYESTER		
ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	アクリル			
	その他のもの	アクリル系			
ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン			
ポリプロピレン系合成繊維		ポリプロピレン			
ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン			
ポリクラール繊維		ポリクラール			
ポリ乳酸繊維		ポリ乳酸			

繊維組成表示の指定用語

「繊維の組成」は、繊維の名称と混用率を併記して表示する。繊維の名称は下記の通り、

法律で定められた用語（指定用語）を使用して表示しなければなりません。

繊維の名称		指定用語（いずれの表示も可）			
ガラス繊維		ガラス			
炭素繊維		炭素繊維			
金属繊維		金属繊維			
羽毛	ダウン	ダウン			
	その他のもの	フェザー	その他の羽毛		
上記に掲げる繊維以外の繊維		指定外繊維 「指定外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの。 （ただし、括弧内に用いることができる繊維の名称を示す用語又は商標は1種類に限る）			

洗濯等取扱い絵表示（JIS L 0217）

家庭洗濯等の取扱い方法は日本工業規格JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）で規定する記号（取扱い絵表示）を用いて表示します。取扱い絵表示の記号とその記号の意味は次の通りです。

	番号	記号	記号の意味	番号	記号	記号の意味
① 洗い方	101		液温は95℃を限度とし、洗濯ができる	105		液温は30℃を限度とし、洗濯器の弱水流又は弱い手洗いがよい
	102		液温は60℃を限度とし、洗濯器による洗濯ができる	106		液温は30℃を限度とし、弱い手洗いがよい
	103		液温は40℃を限度とし、洗濯器による洗濯ができる	107		水洗いはできない
	104		液温は40℃を限度とし、洗濯器の弱水流又は弱い手洗いがよい	洗い方において、中性洗剤を表す中性の文字を付記する場合は記号の液温を示す数字の下に付記する		
② 塩素漂白の可否	201		塩素系漂白剤による漂白ができる	202		塩素系漂白剤による漂白はできない
③ アイロンの掛け方	301		アイロンは210℃を限度とし、高い温度（180℃から210℃まで）で掛けるのがよい	304	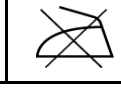	アイロンの掛けはできない
	302		アイロンは160℃を限度とし、中程度の温度（140℃から160℃まで）で掛けるのがよい	アイロンの掛け方において、あて布を表す〜の記号付記する場合は、記号の下に付記する		
	303		アイロンは120℃を限度とし、低い温度（80℃から120℃まで）で掛けるのがよい	通常アイロン掛けを行わないものは304以外の表示を省略できる。		
④ ドライクリーニング	401		ドライクリーニングができる。溶剤は、パークロロエチレン又は石油系のものを使用する	403		ドライクリーニングはできない
	402		ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のものを使用する	洗い方が101〜106のものはドライクリーニングに関する403以外の表示を省略できる。		
⑤ 絞り方	501		手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は、短時間で絞るのがよい	502		絞ってはいけない
⑥ 干し方	601		つり干しがよい	603		平干しがよい
	602		日陰のつり干しがよい	604		日陰の平干しがよい

付記用語	簡単な取扱い上の文章を付記する場合は、記号の外の適当な箇所に付記する。 （例） ・ネット使用 ・蛍光増白剤配合洗剤の使用禁止 ・タンブル乾燥禁止 ・単独洗い ・スチームで浮かしアイロン ・形を整えて干す 等

洗濯等取扱い絵表示（JIS L 0001）

	番号	記号	記号の意味
洗濯処理の記号	190		液温は95℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
	170		液温は70℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
	160		液温は60℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
	161		液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
	150		液温は50℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
	151		液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
	140		液温は40℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
	141		液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
	142		液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
	130		液温は30℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる
	131		液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
	132		液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
	110		液温は40℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる
	100		洗濯処理はできない
漂白処理の記号	220		塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる
	210		酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない
	200		漂白処理はできない
乾燥処理の記号（タンブル乾燥）	320		タンブル乾燥が可能、高温乾燥：排気温度の上限は最高80℃
	310		タンブル乾燥が可能、低温乾燥：排気温度の上限は最高60℃
	300		タンブル乾燥禁止

	番号	記号	記号の意味	
乾燥処理の記号（自然乾燥処理）	440		脱水後、吊り干し乾燥がよい	
	445		脱水後、日陰での吊り干し乾燥がよい	
	430		濡れ吊り干し乾燥がよい	
	435		日陰での濡れ吊り干し乾燥がよい	
	420		脱水後、平干し乾燥がよい	
	425		脱水後、日陰の平干し乾燥がよい	
	410		濡れ平干し乾燥がよい	
	415		日陰の濡れ平干し乾燥がよい	
アイロン仕上げ処理の記	530		底面温度200℃を限度	
	520		底面温度150℃を限度	
	510		底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げ	
	500		アイロン仕上げ処理はできない	
商業クリーニング処理の記号（ドライクリーニング）	620		パークロロエチレン及び記号Ⓕの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理ができる。	通常の処理
	621			弱い処理
	610		石油系溶剤（蒸留温度150℃～210℃、引火点38℃～）でのドライクリーニング処理ができる	通常の処理
	611			弱い処理
	600		ドライクリーニング処理ができない	
商業クリーニング処理の記号（ウエットクリーニング）	710		ウエットクリーニング処理ができる	通常の処理
	711			弱い処理
	712			非常に弱い処理
	700		ウエットクリーニング処理はできない	

※ケアラベル新JISは、現行JISから単純に記号の置き換えはできません。

原　産　国

製品の内容について実質的な変更をもたらす生産工程が行われた国（または地域）を
原産国（または原産地）と定めています。
また、原産国は複数の場合もあります。

＜実質的な変更に当たらない内容＞

- 商品にラベルをつけ、その他の表示を行なうこと
- 商品を容器に詰め、包装すること
- 商品を単に詰合せ、また組立てること
- 簡単な部品を組立てること
- ブランドなどの簡単な刺繍やプリントをすること（刺繍やプリントが重要な要素の場合は除かれる）

実質的な変更の例

	アイテム	原産国決定の工程
	布帛・ジャージ衣類	縫製
	ニット衣料（縫製仕様）	
	パンティストッキング・タイツ	
	帽子	
	手袋	
	ネクタイ	
	ファンデーション・下着類	
	パジャマ	
	エプロン	
	カバー（毛布・布団・枕）	
	ベッドスプレッド	
	水着	
	ニット衣料（リンキング）	編立
	ニット衣料（ホールガーメント）	
	靴下・ストッキング	
	ハンカチ・タオル・手ぬぐい	先染の場合は製織・編立 後染めの場合は染色
	毛布	
	ひざ掛け	
	カーテン	
	マフラー・スカーフ・ショール・ストール	
	テーブル掛け	
	風呂敷	
	床敷物	
	敷布（シーツ）	
	敷布（ボックスシーツ）	縫製
	エンプロダリーレース	刺繍

原　産　国

アイテム		原産国決定の工程	備考
雑貨工業品	サングラス・めがね	レンズの製造工程と枠の製造工程の両方	国が異なる場合は2カ国表示 例）枠　中国製 　　レンズ　日本製
	ベルト	価格に反映する実質的な価値となる行程を行った国。（本体の皮革や装飾品に価値があればそれぞれのものを製造した国）	紛らわしい場合や判断に困る場合は行程ごとの国名を表示する 例）バックル　日本製 　　本体　アメリカ製 　　組立　日本
	傘	組立 （特に傘骨と生地を結合して形となった工程）	
	アクセサリー（ネックレス、指輪、ピアス等）	組立及び全体をメッキ加工した工程	
	時計	ムーブメントの組立 （貴金属類や宝石を施した高級なもの、防水等の特殊なもの（防水構造のケースを指す）は、ムーブメントの組立と側又はバンドの製造工程	国が異なる場合は2カ国表示 例）ムーブメント　日本製 　　側　イタリア製

衣料品のサイズ

成人男子用衣料（JIS L 4004-2001）

服種及び着用区分		サイズの表し方	基本身体寸法及び特定衣料寸法の表示順位		
			1	2	3
コート類	フィット性を必要とするもの	体型区分表示による	チェスト	ウエスト	身長
	フィット性をあまり必要としないもの	単数表示または範囲表示による	チェスト	身長	
背広服類※1		体型区分表示による	チェスト	ウエスト	身長
上衣類	フィット性を必要とするもの	体型区分表示による	チェスト	ウエスト	身長
	フィット性をあまり必要としないもの	単数表示または範囲表示による	チェスト	身長	
ズボン類	長ズボンであって、すそ上げが完成しているもの※2	単数表示または範囲表示による	ウエスト※3	また下丈※4	
	その他		ウエスト※3		
事務服及び作業服類	全身用	単数表示または範囲表示による	チェスト	身長	
	上半身用		チェスト	身長	
	下半身用		ウエスト※3		
セーター、カーディガン、プルオーバーなどのセーター類		範囲表示による	チェスト	身長	
シャツ類※5		範囲表示による	チェスト		
寝衣類		範囲表示による	チェスト	身長	
下着類	全身用	範囲表示による	チェスト	身長	
	上半身用		チェスト※3		
	下半身用		ウエスト※3		
水着類		範囲表示による	ウエスト※3		

※1　背広服類のズボンで、必要がある場合は、ウエストだけの表示とすることができる。

※2　トレーニングパンツなどの運動用のズボンについては、また下丈を省略することができる。

※3　範囲表示による場合は、SA、MA、LAまたはLBを用いる。SA、MA、LAは

それぞれ S、M、Lとしてよい。

※4　当該衣料の実寸法を表示する。

※5　ワイシャツについては、JIS L 4107によることができる。

衣料品のサイズ

成人女子用衣料（JIS L 4005-2001）

服種及び着用区分			サイズの表し方	基本身体寸法及び特定衣料寸法の表示順位		
				1	2	3
コート類		フィット性を必要とするもの	体型区分表示による	バスト	ヒップ	身長
		フィット性をあまり必要としないもの	範囲表示による	バスト	身長	
ドレス及びホームドレス類		フィット性を必要とするもの	体型区分表示による	バスト	ヒップ	身長
		フィット性をあまり必要としないもの	範囲表示による	バスト	身長	
上衣類		フィット性を必要とするもの	体型区分表示による	バスト	ヒップ	身長
		フィット性をあまり必要としないもの	単数表示または範囲表示による	バスト	身長	
スカート類		フィット性を必要とするもの	単数表示による	ウエスト	ヒップ	
		フィット性をあまり必要としないもの	単数表示または範囲表示による	ウエスト		
ズボン類	長ズボンであって、すそ上げが完成しているもの	フィット性を必要とするもの	単数表示による	ウエスト	ヒップ	また下丈※1
		フィット性をあまり必要としないもの	単数表示または範囲表示による	ウエスト		
	その他	フィット性を必要とするもの	単数表示による	ウエスト	ヒップ	
		フィット性をあまり必要としないもの	単数表示または範囲表示による	ウエスト		
事務服及び作業服類		全身用	単数表示または範囲表示による	バスト	身長	
		上半身用	範囲表示による	バスト	身長	
		下半身用	範囲表示による	ウエスト		
セーター、カーディガン、プルオーバーなどのセーター類			範囲表示による	バスト	身長	

衣料品のサイズ

成人女子用衣料（JIS L 4005-2001）

服種及び着用区分			サイズの表し方	基本身体寸法及び特定衣料寸法の表示順位		
				1	2	3
ブラウス類			単数表示による	バスト	身長	
シャツ類			範囲表示による	バスト	身長	
寝衣類			範囲表示による	バスト		
下着類（ブラジャーなどのファンデーションは除く）	全身用	スリップ類	単数表示または範囲表示による	バスト	スリップ丈※2	
		その他	範囲表示による	バスト	ヒップ	
	上半身用		単数表示または範囲表示による	バスト		
	下半身用	ペチコート類	範囲表示による	ヒップ	ペチコート丈※3	
		その他		ヒップ		
水着類			単数表示または範囲表示による	バスト	ヒップ	

※1　当該衣料の実寸法を表示する。

※2　当該衣料の実寸法を表示する。寸法は、65～130㎝の範囲の5㎝ピッチの各寸法とする

※3　当該衣料の実寸法を表示する。寸法は、45～90㎝の範囲の5㎝ピッチの各寸法とする

衣料品のサイズ

少年用衣料（JIS L 4002-1997）

服種及び着用区分		サイズの表し方	基本身体寸法及の表示順位	
			1	2
コート類	フィット性を必要とするもの	体型区分表示による	身長	胸囲
	フィット性をあまり必要としないもの	範囲表示による	身長	
上衣類	フィット性を必要とするもの	体型区分表示による	身長	胸囲
	フィット性をあまり必要としないもの	範囲表示による	胸囲	
ズボン類※1	フィット性を必要とするもの	体型区分表示による	身長	胸囲
	フィット性をあまり必要としないもの	範囲表示による		
セーター、カーディガン及びジャケット類		範囲表示による	胸囲	
シャツ類	フィット性を必要とするもの	単数表示による	胸囲	
	フィット性をあまり必要としないもの	範囲表示による		
オーバーオール、ロンパース類		範囲表示による	身長	
寝衣類		範囲表示による	身長	
下着類	全身用	範囲表示による	身長	
	上半身用		胸囲	
	下半身用		胴囲	
水着類		範囲表示による	胴囲	

※1　運動用のズボンなどについては、胴囲を省略することができる。

衣料品のサイズ

少女用衣料（JIS L 4003-1997）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">服種及び着用区分</th><th rowspan="2">サイズの表し方</th><th colspan="2">基本身体寸法の表示順位</th></tr>
<tr><th>1</th><th>2</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">コート類</td><td>フィット性を必要とするもの</td><td>体型区分表示による</td><td>身長</td><td>胸囲</td></tr>
<tr><td>フィット性をあまり必要としないもの</td><td>範囲表示による</td><td>身長</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">ドレス・ホームドレス類</td><td>フィット性を必要とするもの</td><td>体型区分表示による</td><td>身長</td><td>胸囲</td></tr>
<tr><td>フィット性をあまり必要としないもの</td><td>範囲表示による</td><td>身長</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">上衣類</td><td>フィット性を必要とするもの</td><td>体型区分表示による</td><td>身長</td><td>胸囲</td></tr>
<tr><td>フィット性をあまり必要としないもの</td><td>範囲表示による</td><td>胸囲</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">スカート類</td><td>フィット性を必要とするもの</td><td>体型区分表示による</td><td rowspan="2">身長</td><td rowspan="2">胴囲</td></tr>
<tr><td>フィット性をあまり必要としないもの</td><td>範囲表示による</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">ズボン類※1</td><td>フィット性を必要とするもの</td><td>体型区分表示による</td><td rowspan="2">身長</td><td rowspan="2">胴囲</td></tr>
<tr><td>フィット性をあまり必要としないもの</td><td>範囲表示による</td></tr>
<tr><td colspan="3">セーター、カーディガン及びジャケット類</td><td>範囲表示による</td><td>胸囲</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">ブラウス・シャツ類</td><td>フィット性を必要とするもの</td><td>単数表示による</td><td rowspan="2">胸囲</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>フィット性をあまり必要としないもの</td><td>範囲表示による</td></tr>
<tr><td colspan="3">オーバーオール、ロンパース類</td><td>範囲表示による</td><td>身長</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">寝衣類</td><td>範囲表示による</td><td>身長</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">下着類</td><td rowspan="2">全身用</td><td>スリップ類</td><td rowspan="4">範囲表示による</td><td rowspan="2">身長</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">上半身用</td><td>胸囲</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">下半身用</td><td>腰囲</td><td>ペチコート丈※3</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">水着類</td><td>ワンピース</td><td rowspan="2">範囲表示による</td><td>身長</td><td></td></tr>
<tr><td>ツーピース</td><td>胸囲</td><td>腰囲</td></tr>
</table>

※1　運動用のズボンなどについては、胴囲を省略することができる。

衣料品のサイズ

乳幼児用衣料（JIS L 4001-1998）

服種及び着用区分	サイズの表し方	基本身体寸法及の表示順位	
		1	2
外衣・セータ・カーディガン類、ブラウス・シャツ類、寝衣類、肌着類、水着類及び繊維製おむつカバー	表示による	身長	体重

靴下類のサイズ（JIS L 4007-1998）

服種及び着用区分		サイズの表し方	基本身体寸法及の表示順位	
			1	2
タイツ及びパンティストッキング類	乳幼児用		身長	体重
	少年・少女用		身長	
	成人男子用		ウエスト	身長
	成人女子用		ヒップ	身長
その他の靴下類			足長	

ファンデーションのサイズ（JIS L 4006-1998）

服種及び着用区分	サイズの表し方	基本身体寸法及び特定衣料寸法の表示順位		
		1	2	3
ブラジャー類	カップ体型区分表示による	アンダーバスト	バスト	
ガードル・ウエストニッパ類	ウエスト表示による	ウエスト	ヒップ	
ボディースーツ類	カップ体型区分表示による	アンダーバスト	バスト	ヒップ
ブラスリップ類	カップ体型区分表示による※1	アンダーバスト	バスト	ブラスリップ丈※2
ガーターベルト類	ウエスト表示による	ウエスト		

※1　呼び方は、カップ体型区分表示の呼び方にブラスリップ丈の実寸法を併記する。

※2　当該衣料の実寸法を記入する。寸法は65～130㎝の範囲お5㎝ピッチの各寸法とする。

繊維製品の表示例＜全体表示例＞

品 名　ジャケット
品 番　ＡＢＣ－１２３４
表 地　綿　１００％
裏 地　ポリエステル　１００％

蛍光増白剤入り洗剤使用禁止
株式会社　○○○○
大阪府○○市○○区○○町１２３
○○製

「素材名」は購入時に確認できるように、「法律で定められた用語（指定用語）」で表示します。
表示する場所は下げラベル、縫い込み表示のどちらでも構いません。

「取扱い絵表示」は縫いつけ等、容易にはがれないよう製品に直接取りつけなければなりません。

取扱いの注意を短い文章で表示することができます。（任意表示）

「表示者名・連絡先」は素材や絵表示を記載した箇所に必ず表示する必要があります。
表示者名は、会社名（法人登記された正式名称）の他、加盟する組合名でも可能です。（ただし、組合の場合はその組合の登録番号の表示が必要です。）
連絡先は、住所又は電話番号のどちらかを記載します。

表示者連絡先は携帯電話番号、メールアドレスは不可

原産国を判別できないと不当表示になる場合があります。原産国とは、その商品の実質的変更がなされた国（または地域）とされています。衣料品の場合、どこかの国の生地か、誰のデザインかではなく、最終的に縫製された国が原産国になります。

＜指定外繊維の表示例＞

レーヨン　５０％
指定外繊維（テンセル）　５０％

○○株式会社
OO-・・・・・・・・OO

レーヨン　５０％
指定外繊維
（テンセル）　５０％

○○株式会社
OO-・・・・・・・・OO

指定外繊維を表記する場合には、2行で表示する場合も、必ず（　）内に繊維名か商標を付記し、混用率（%）をその後に記載します。

＜はっ水性の表示例＞

はっ水
（水をはじきやすい）
株式会社 ○○○○
大阪府○○市○○区○○町１２３

水をはじきやすい性質をレインコートなどに表示することができます。

撥水
（水をはじきやすい）
水洗い後は撥水効果がなくなります
株式会社 ○○○○
大阪府○○市○○区○○町１２３

洗濯やドライクリーニングにより効果が失われる製品については、その旨を付記する場合に限り「はっ水」の表示ができます。

＜コーティング素材の衣料品の表示例＞

表地　ナイロン　１００％
（表面ポリウレタンコーティング）
裏地　ポリエステル　１００％

株式会社　○○○○
大阪府○○市○○区○○町１２３

合成皮革は雑貨工業品の表示になります。
生地にコーティングした素材は繊維製品の表示になります。

◆「合成皮革」の見分け方
・表面から基布（生地）の織目や編目の見えないもの

◆「繊維製品」の見
・表面から基布（生地）の織目や編目の見えるもの分け方

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律のあらまし

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」とは？

皆さんが、日常使用している家庭用品には、いろいろな種類の化学物質が様々な目的で使用されています。
「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」は、家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を未然に防止するために必要な規制を行っています。

「家庭用品」ってなあに？

衣料品や住宅用洗剤など私達が日常生活で使用するいろいろな生活用品のことです。

（クスリ、化粧品、食品、食器等、他の法律で安全対策がとられているものを除きます。）

家庭用品にはいろいろな化学物質が含まれています。

酸、アルカリ、防菌・防カビ剤、防虫剤、樹脂加工剤、防炎加工剤、有機溶剤・・・等。

家庭用品の性能や機能、品質の向上のためにいろいろな化学物質が用いられています。しかし、時と場合によってはこれが原因で健康被害を起こしてしまうこともあります。

正しい取扱いで安全な生活

家庭用品に含まれる化学物質の種類や性能などに応じて、家庭用品を正しく取り扱うことが大切です。

「製造の事業を行う者」	原材料に一定の物理的、化学的操作を加えて最終的な完成品としての家庭用品とすることを反復的、継続的に行っている者（1 回のみ製造した場合も含む）
「輸入の事業を行う者」	最終的な完成品としての家庭用品を輸入することを反復的継続的に行っている者。（1 回のみ輸入した場合も含む）

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律のあらまし

事業者の責務（法第３条）

家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質について、毒性等を十分考慮し健康被害の防止につとめなければなりません。

家庭用品の基準（法第４条）

厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、この家庭用品に含まれる有害な化学物質について、含有量等の安全基準を定めることができます。具体的な基準は、厚生労働省令で定められています。

現在までに次の 20 物質が健康被害を起こすことが明らかになったために、規制されています。

有害物質	用途	主な健康被害	対象家庭用品	基準	規制日
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	粘膜刺激 皮膚アレルギー	繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であって生後24ヶ月以下の乳幼児用のもの 繊維製品のうち 下着、寝衣、手袋、くつした及びたび、かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤	(1) 所定の試験法で吸光度差が 0.05 以下又は 16ppm 以下（試料 1g あたり 16μg 以下）	S50.10.1
ディルドリン	防虫加工剤	肝臓障害 中枢神経障害	繊維製品のうち おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	30ppm 以下（試料１g あたり 30μg 以下）（電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ）	S53.10.1
DTTB（注釈1）	防虫加工剤	経皮、経口急性毒性肝臓障害 生殖器障害	繊維製品のうち おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	30ppm 以下（試料１g あたり 30μg 以下）（電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ）	S57.4.1
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	中枢神経障害 皮膚障害	繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム	検出せず（バックグラウンド値としての１ppm を越えてはいけない）	S50.1.1

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律のあらまし

有害物質	用途	主な健康被害	対象家庭用品	基準	規制日
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	経皮、経口急性毒性皮膚刺激性障害 生殖機能障害	繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム	所定の試験法で検出せず（フレームレス原子吸光法及び薄層クロマトグラフ）	S54.1.1
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	経皮、経口急性毒性皮膚刺激性障害、 生殖機能障害	繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム	所定の試験法で検出せず（フレームレス原子吸光法及び薄層クロマトグラフ）	S55.4.1
APO（注釈2）	防炎加工剤	造血機能障害	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	所定の試験法で検出せず（炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ）	S53.1.1
TDBPP（注釈3）	防炎加工剤	発がん性	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	所定の試験法で検出せず（炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ）	S53.11.1
BDBPP 化合物（注釈 4）	防炎加工剤	発がん性			S56.9.1
塩化ビニル	噴射剤	発がん性	家庭用エアゾル製品	所定の試験法で検出せず（赤外吸収スペクトル法）	S49.10.1
メタノール	溶剤	視神経障害	家庭用エアゾル製品	5w/w%以下（水素炎型検出器付きガスクロマトグラフ）	S57.4.1
テトラクロロエチレン	溶剤	中枢神経障害	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤	0.1%以下（電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ）	S58.10.1
トリクロロエチレン	溶剤	中枢神経障害 肝臓障害	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤	0.1%以下（電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ）	S58.10.1
塩化水素	洗浄剤	皮膚、粘膜障害	住宅用の洗浄剤で液体状のもの(塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く)	酸の量として 10%以下及び所定の容器強度を有すること	S49.10.1

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律のあらまし

有害物質	用途	主な健康被害	対象家庭用品	基準	規制日
硫酸	洗浄剤	皮膚、粘膜障害	住宅用の洗浄剤で液体状のもの(塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く)	酸の量として10%以下及び所定の容器強度を有すること	S49.10.1
水酸化ナトリウム	洗浄剤	皮膚、粘膜障害	家庭用の洗浄剤で液体状のもの（水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを含有する製剤たる劇物を除く）	アルカリの量として５%以下及び所定の容器強度を有すること	S55.4.1
水酸化カリウム	洗浄剤	皮膚、粘膜障害	家庭用の洗浄剤で液体状のもの（水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを含有する製剤たる劇物を除く）	アルカリの量として５%以下及び所定の容器強度を有すること	S55.4.1
ジベンゾ［a,h］アントラセン	木材防腐･防虫剤	発がん性	クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	(1) 10ppm 以下（試料 1g あたり 10μg 以下）（ガスクロマトグラフ質量分析計）	H16.6.15
ベンゾ［a］アントラセン	木材防腐･防虫剤	発がん性	クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	(1) 10ppm 以下（試料 1g あたり 10μg 以下）（ガスクロマトグラフ質量分析計）	H16.6.15
ベンゾ［a］ピレン	木材防腐･防虫剤	発がん性	クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	(1) 10ppm 以下（試料 1g あたり 10μg 以下）（ガスクロマトグラフ質量分析計）	H16.6.15

（注釈 1）4，6－ジクロル－7－（2，4，5－トリクロルフェノキシ）－2－トリフルオルメチルベンズイミダゾール
（注釈 2）トリス（1－アジリジニル）ホスフィンオキシド
（注釈 3）トリス（2，3－ジブロムプロピル）ホスフェイト
（注釈 4）ビス（2，3－ジブロムプロピル）ホスフェイト化合物

この他の物質については、今のところ具体的な基準は設けられていません。

しかし、家庭用品の製造・輸入業者は規定の有無にかかわらず、自社が製造又は輸入した家庭用品に含まれる化学物質による健康被害が起きないように、努力する義務があります。
または 、今まで予想しなかった物質により健康被害が起こることも十分に考えられるので、上記 20 物質以外であっても、人の健康に重大な被害を生じさせる物質を含む家庭用品が出回った場合には、回収命令等の規制が行えることになっています。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律のあらまし

販売・授与等の禁止（法第５条）

家庭用品の製造・輸入・販売業者は、第４条の基準に適合しない家庭用品を販売・授与することや販売・授与の目的で陳列することが禁止されています。

回収命令等（法第６条）

厚生労働大臣、都道府県知事、政令市の市長、特別区の区長は、第４条の基準に適合しない家庭用品が販売・授与され、消費者に健康被害を起こすおそれがあるとき、この家庭用品を取り扱う事業者に対して、回収等の必要な措置を講ずるように命令することができます。
また、安全基準が定められていない家庭用品についても、重大な健康被害を発生している場合は、同様に命令することができます。

立ち入り検査等

この法律を担当する行政職員を「家庭用品衛生監視員」といいます。
家庭用品衛生監視員は、関係事業者の事務所、店舗、工場、倉庫に立ち入り、帳簿、書類等を検査し、関係者に質問することができます。また、基準違反のおそれがある家庭用品を行政試験のために収去することができます。

容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法　及び　資源有効利用促進法における再商品化義務と識別表示義務の関係

容器包装の種類	再商品化義務	識別表示義務
プラスチック製容器包装	あり	あり
紙製容器包装	あり	あり
ガラス製容器	あり	なし
飲料・酒類・しょうゆ用PETボトル	あり	あり
飲料・酒類用スチール缶	なし	あり
飲料・酒類用アルミ缶	なし	あり
他のスチール・アルミ製容器包装	なし	なし
飲料・酒類用紙パック（アルミ不使用）	なし	なし
段ボール製容器包装	なし	なし

プラスチック製容器包装

食料品(醤油、乳飲料等)、清涼飲料、酒類のPETを除く

紙製容器包装

飲料用紙(アルミ不使用のもの)と段ボール製のものを除く

PETボトル

食料品(醤油、乳飲料)、清涼飲料、酒類

飲料用スチール缶

飲料用アルミ缶

容リ法って何だろう？

① 容リ法はなぜできたの？

生活が豊かになる一方で、増え続けるごみの問題は、わたしたちの未来の環境と社会の発展にとって、重要な課題となっていました。

容器包装リサイクル法(略称 容リ法)とは、家庭から出るごみの約6割(容積比)を占める 容器包装廃棄物 のリサイクル制度をつくることにより、ごみを減らし、 資源 を有効に利用するためにつくられた法律です。（平成7年制定）

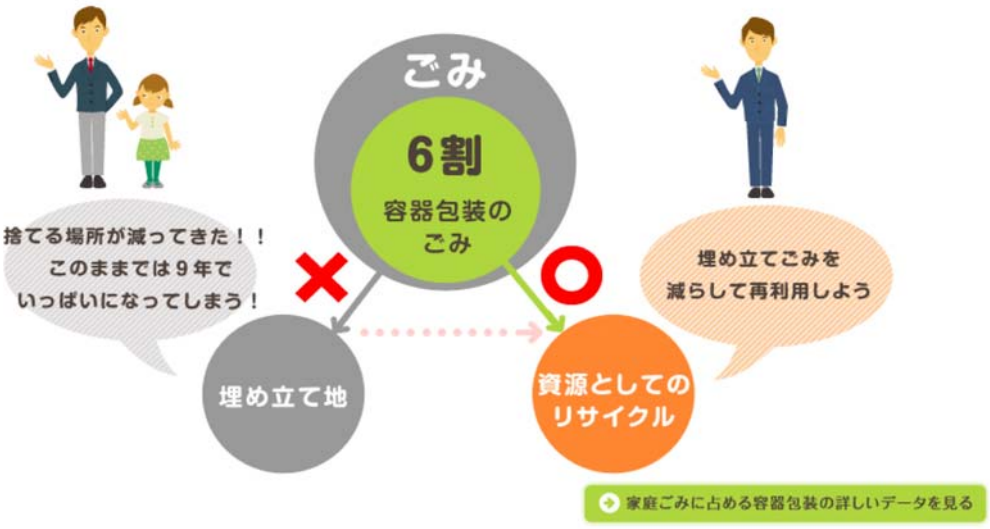

② 容器包装ってなに？

容リ法 が対象としている「 容器 」「 包装 」とは、商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出したり使ったりすると不要になるものです。

その種類は、ガラスびん、PETボトル、 紙製容器包装 、プラスチック 製容器包装 、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールです。ただし、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールは、容リ法ができる以前から市町村が収集した段階で、 有価 で販売されリサイクルされているため、 企業 にリサイクルする 義務 はありません。

容リ法が対象としている容器包装

※内側にアルミが使われていない飲料用紙容器

③ だれがリサイクルに関わっているの？

容器包装（ようきほうそう） のリサイクルは、いろいろな人の協力で成り立っています。

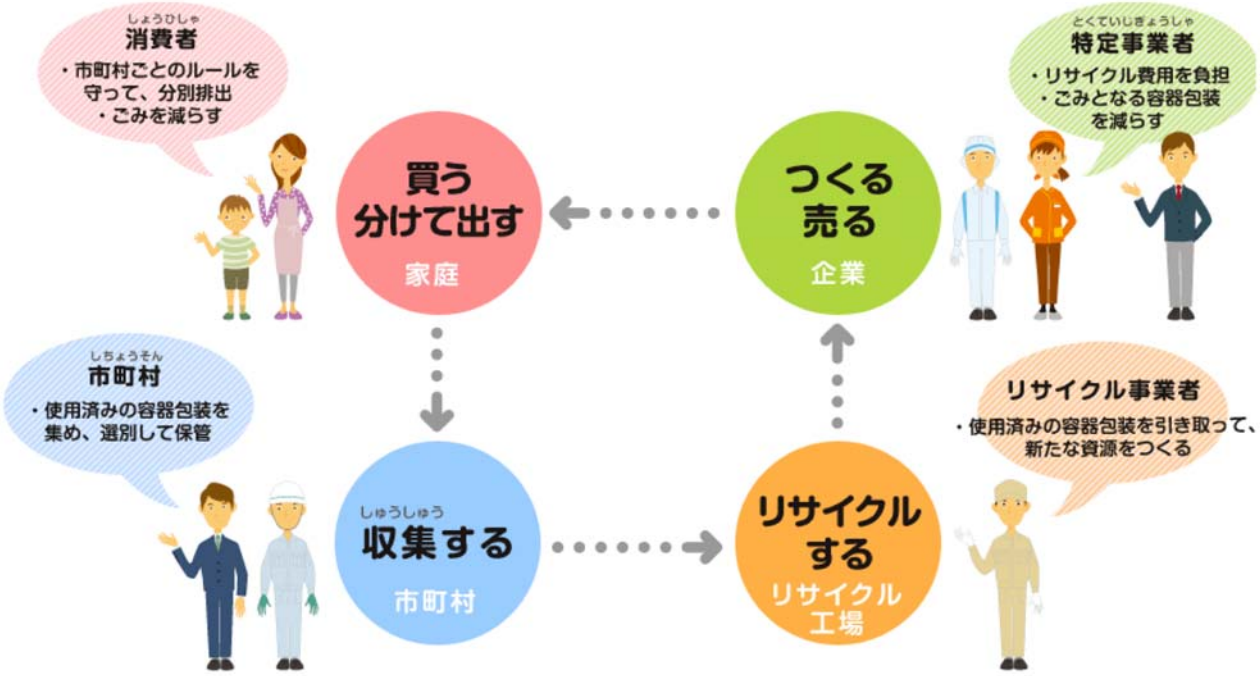

④ リサイクルの流れを見てみよう

ガラスびんを例に実際のリサイクルの流れを見てみましょう

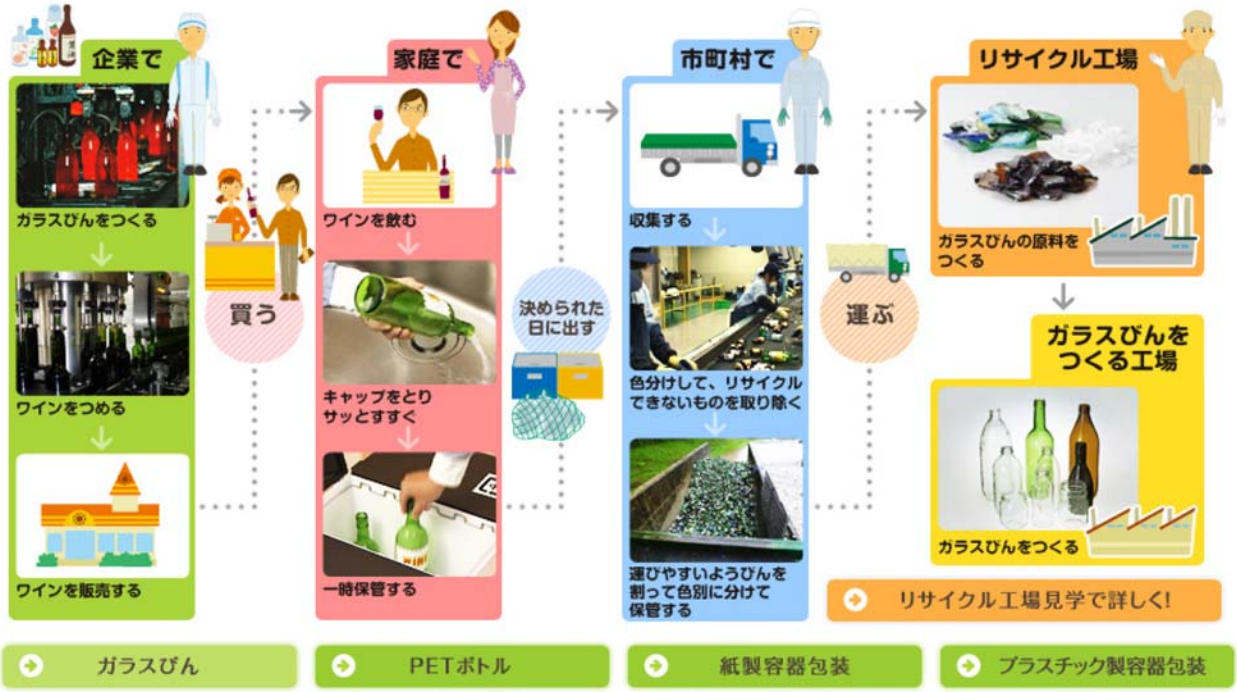

⑤ リサイクル工場見学

ガラスびんからガラスびん

ガラスびんから ガラスびん | PETボトルから 卵パック | 紙製容器包装から 段ボール | プラスチック製容器包装 からパレット | プラスチック製容器包装 からコークス炉化学原料

⑥ どんな製品に生まれ変わるの？

それぞれの 容器包装（ようきほうそう） が、リサイクルされて新たな製品に生まれ変わります。

ガラスびん

もっと見る

ガラスびん　造粒砂（ぞうりゅうさ）　グラスウール

PETボトル

もっと見る

ユニフォーム　卵パック　PETボトル

紙製容器包装

もっと見る

段ボールの中芯　固形燃料　家畜用敷料

プラスチック製容器包装

もっと見る

再生樹脂　パレット　コークス

⑦ 容リ法ができて変わったことは？

容リ法ができて、リサイクルがすすんだことで、さまざまな成果があがっています。

循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）の形成に寄与

生活系ごみ総排出量

家庭から出るごみの量が減った！

詳しいデータを見る

容器包装廃棄物の質重量比

わずかながらに減少

詳しいデータを見る

容リ法ができて、リサイクルがすすんだことで、さまざまな成果があがっています。

市民の3R意識が向上

プラスチック製容器包装の
市町村による分別収集量

みんなの協力によって、
分別収集量が増えた！

レジ袋削減のため、
Myバッグの活用が
全国的に広がった！

日常生活ではMyボトルを、
飲食店ではMyカップを
使う活動も始まった！

詳しいデータを見る

⑦ 容リ法ができて変わったことは？

容リ法ができて、リサイクルがすすんだことで、さまざまな成果があがっています。

容器包装の軽量化や、分別しやすい容器の構造に

たとえば、
・袋や箱を薄く
・サイズを縮小
・個袋や外箱を廃止
・つめ替え容器に変更
・はがしやすいラベルを開発 など

薄く、軽く、分別しやすくする
企業の取り組みがすすんだ!

具体的な事例はこちら
詳しいデータを見る

容リ法ができて、リサイクルがすすんだことで、さまざまな成果があがっています。

埋め立て地の延命化

一般廃棄物の埋め立て処分量

埋め立てごみが年々減少し、
埋め立て地がいっぱいになるまでの
年数が増加!

詳しいデータを見る

埋め立て地の残余年数

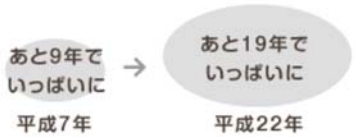

詳しいデータを見る

プラスチック製容器包装および紙製容器包装に

識別表示を義務化

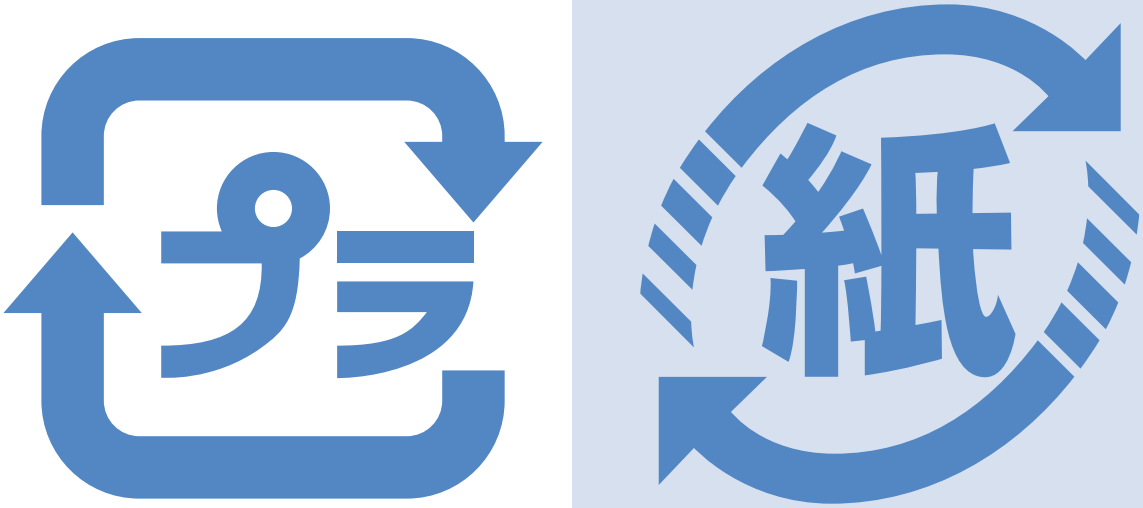

プラスチック製容器包装および紙製容器包装の
製造事業者ならびに利用事業者の皆様が、
「識別マーク」を表示する際にご活用ください。

識別表示と再商品化義務

容器包装リサイクル法と資源有効利用促進法は、事業者に対して、それぞれ再商品化義務と識別表示義務を定めて、容器包装のリサイクルの促進を目指しています。識別表示の目的は、消費者の分別排出を容易にし、市町村の分別収集を促進することにあります。

このパンフレットで「識別表示」とは、資源有効利用促進法に基づいて指定表示製品と定められた容器包装に、プラスチック、紙、PET、スチール、アルミ等の材質を表示することをいいます。また、「識別マーク」とは「識別表示」をするために定められた様式に基づいたマークを意味します。プラスチック製容器包装の識別マークをここでは「プラマーク」といい、紙製容器包装の識別マークをここでは「紙マーク」といいます。

1.容器包装とは

●「容器包装」とは、「容器」（ボトルや缶や袋のように商品を入れるもの）と「包装」（包装紙やラップのように商品を包むもの）であって、商品が消費されたり取り出されたあと不要となるものです。

2.再商品化義務

（1）再商品化とは

●「再商品化」とは、有償または無償で譲渡できる状態にまで処理、加工することを意味します。

（2）再商品化義務者

●下記の事業者（小規模事業者を除く）は、市町村が分別収集した容器包装を引き取って再商品化する義務があります。

- ・容器や包装を利用する中身製造業者
- ・商品を販売する際に容器や包装を利用する小売・卸売業者
- ・容器の製造者
- ・容器や包装に入った商品の輸入販売業者
- ・容器を輸入する事業者

（3）義務履行の委託

●事業者は自ら再商品化をするか、または、財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託することができ、委託料を支払えば義務を果たしたものとみなされます。

注：再商品化義務の詳細については、容器包装リサイクル法（正式名称：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）および経済産業省のパンフレット『容器包装リサイクル法―活かそう、「資源」に。』を参照

3.識別表示義務

（1）義務対象の容器包装

●飲料・酒類用のスチール缶やアルミ缶および飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトルには以前から識別表示が義務化されていましたが、平成13年4月からプラスチック製容器包装と紙製容器包装への識別表示も義務化されています。

注1：詳細については、資源有効利用促進法（正式名称：「資源の有効な利用の促進に関する法律」）参照
注2：上記識別マークは一般に用いられるものであり、識別マークの様式は法令に定めるところによります。

（2）識別表示義務者

●下記の事業者は、識別表示義務があります。

- ・容器の製造事業者
- ・容器包装の製造を発注する事業者（利用事業者）
- ・輸入販売事業者

（3）識別表示義務と再商品化義務の関係

●プラスチック製容器包装と紙製容器包装については、再商品化義務の対象と識別表示義務の対象は基本的に同じです。

●他の容器包装については、種類により次のような違いがあります。

容器包装	再商品化義務	識別表示義務
プラスチック製容器包装	あり	あり
紙製容器包装	あり	あり
ガラス製容器	あり	なし
飲料・酒類・しょうゆ用PETボトル	あり	あり
飲料・酒類用スチール缶	なし*1)	あり
飲料・酒類用アルミ缶	なし*1)	あり
他のスチール・アルミ製容器包装	なし	なし
飲料・酒類用紙パック（アルミ不使用）	なし*1)	なし*2)
段ボール製容器包装	なし*1)	なし*2)

*1）分別収集されれば有償または無償で譲渡できるので、容器包装リサイクル法の適用から除外されています。
*2）6.自主的表示（次頁）参照

●なお、小規模事業者は、再商品化義務の場合と違って、識別表示義務を免除されていません。

●また、再商品化義務と識別表示義務は、事業のために消費する商品の容器包装には、原則として適用がありません。

4.プラマークと紙マーク表示の原則

（1）識別マークのデザイン

●原則として、この解説書に示したデザインとします。

●ただし、同一性が損なわれず、はっきり識別されれば、多少の変更や装飾が可能です。

（2）識別マークのサイズ

●上下の長さがつぎのように決まっています。

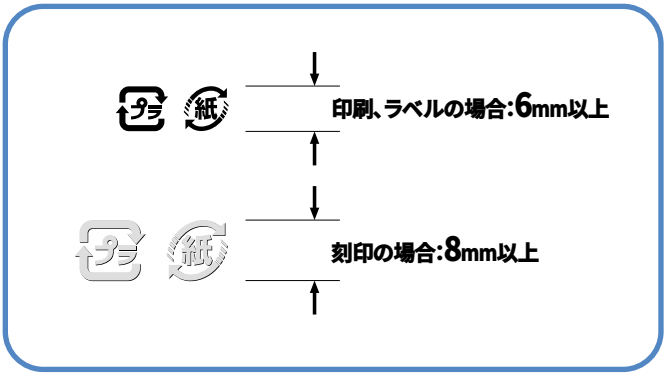

注：本項4.の上記識別マークは一般に用いられるものであり、識別マークの様式は法令に定めるところによります。

（3）表示方法

●容器包装の表面に1箇所以上印刷し、ラベル（シール）を貼り、または刻印をすることにより表示します。

（4）多重容器包装と一括表示

●カップ麺の容器（カップ＋ふた＋外装フィルム＋スープ袋）やシャンプーのボトル（ボトル＋キャップ＋ポンプ）のようにいくつかの分離できる部分で構成されているもの、または菓子箱（内袋＋外箱）のように容器包装に入った商品にさらに容器包装を付したものは、構成部分（法令では、ある構成部分に対する他の部分を「一体容器包装」と呼ぶ）のそれぞれをひとつの容器包装とみなします。

●識別マークは各構成部分に直接表示するのが原則です。ただし、ほぼ同時に捨てられる構成部分については、まとめていずれかの部分に一括して表示をすることができます。その場合、各構成部分の名称（法令では「役割名」と呼ぶ）をその識別マークに併記することが必要です。

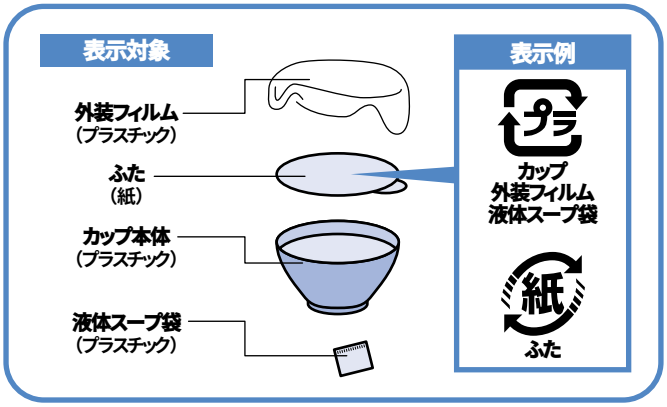

（5）複合素材・材質の容器包装

●日本酒用紙箱（アルミ使用）のプラスチック製注ぎ口や、プラスチック製ボトルに貼った紙ラベルのように容易に分離できないもの、またはアルミとプラスチックを貼り合わせた材料で作った容器包装の場合は、分離できないかたまりをひとつの容器包装とみなします。そしてその中で最も重い材質のマークを分離できない部分のいずれか（例えばボトルに貼った紙ラベル）の上に表示します。例えば、プラスチックとアルミと紙からできている容器包装でプラスチックが最も重ければ、主としてプラスチック製の容器包装としてプラマークを表示します。

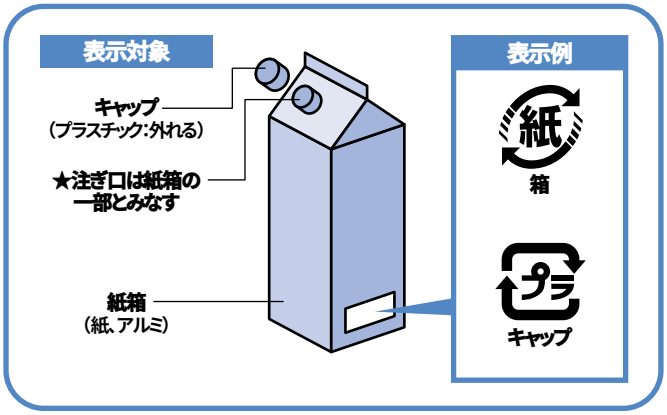

（6）無地や表示不可能な容器包装

●無地や表示不可能な容器包装は、他に分離できる構成部分（前記(4)の「一体容器包装」）の中に識別表示義務のあるもの（飲料・酒類用スチール缶、飲料・酒類用アルミ缶、飲料・酒類・しょうゆ用PETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装で、法令では「関連容器包装」という）が含まれていないか、含まれていてもそのすべてが無地か表示不可能であれば、表示義務はありません。

●印刷がなされているものやラベルが貼られているもの、刻印可能な成型工程で作られるもの（現に刻印がなくても）は、無地に該当しません。

●無地や物理的に表示不可能な容器包装は、「一体容器包装」があって、その中に上記「関連容器包装」が含まれている場合には、「一体容器包装」のいずれかに、識別マークと役割名を併記して表示します。

●この場合、無地や物理的に表示不可能な容器包装とほぼ同時に捨てられる「一体容器包装」があれば、その上に表示します。

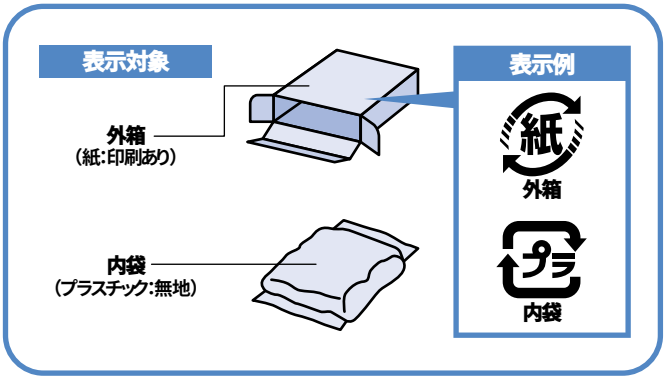

（7）小売業者が商品の販売時に利用する包装紙

●小売販売を業とする者が使用する包装紙（プラスチック製、紙製）は、1,300平方cm以下であれば識別表示義務はありません。

●なお、特定の商品を包装するために製造される包装紙は1,300平方cm以下でも識別表示が必要です。

（8）輸入品

●輸入品でも、次の場合には識別表示の義務があります。

・輸入する商品の容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示をした場合

・輸入品の容器包装に印刷、ラベルまたは刻印で日本語が表示されている場合

（9）プラスチック製容器包装に係る材質等の表示

●プラスチック製容器包装について、使用されているプラスチック等の種類を表示することは、法的義務はありませんが、望ましいこととされています。

●表示をする場合、材質の記号は、

JIS K 6899-1 2000（ISO1043-1 1997）

に準拠し、複合材質、複合素材については、主要な構成材料を含め、2つ以上を表記し、主要な材料に下線を付すことを推奨します。

●一括表示の場合は、下記の例のように役割名と材質記号の間にコロン（:）を付します。

（10）ガイドライン

●業界団体は、識別表示の円滑な実施のために、業界ごとのガイドラインを作成し、会員事業者等はそれに沿って表示することが望まれます。

5.罰則等

●識別表示の義務化は、資源有効利用促進法の施行時である平成13年4月1日からですが、勧告、公表、命令、罰則などの規定は、2年間の猶予があり、平成15年4月1日以降の製造または輸入にかかる容器包装に適用されます。

●ただし、売上高と従業員の両方につき以下の要件を満たす小規模事業者には罰則等は適用されません。

小規模事業者とは

業種	売上高	従業員
製造業等	2億4,000万円以下	かつ20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ5名以下

6.自主的表示

●飲料・酒類用紙パック（アルミ不使用）と段ボール製容器包装は識別表示の法的義務はありませんが、関係業界団体が自主的にマークを採用し、表示することにしています。

プラスチック製容器包装および紙製容器包装の識別表示チェックシート

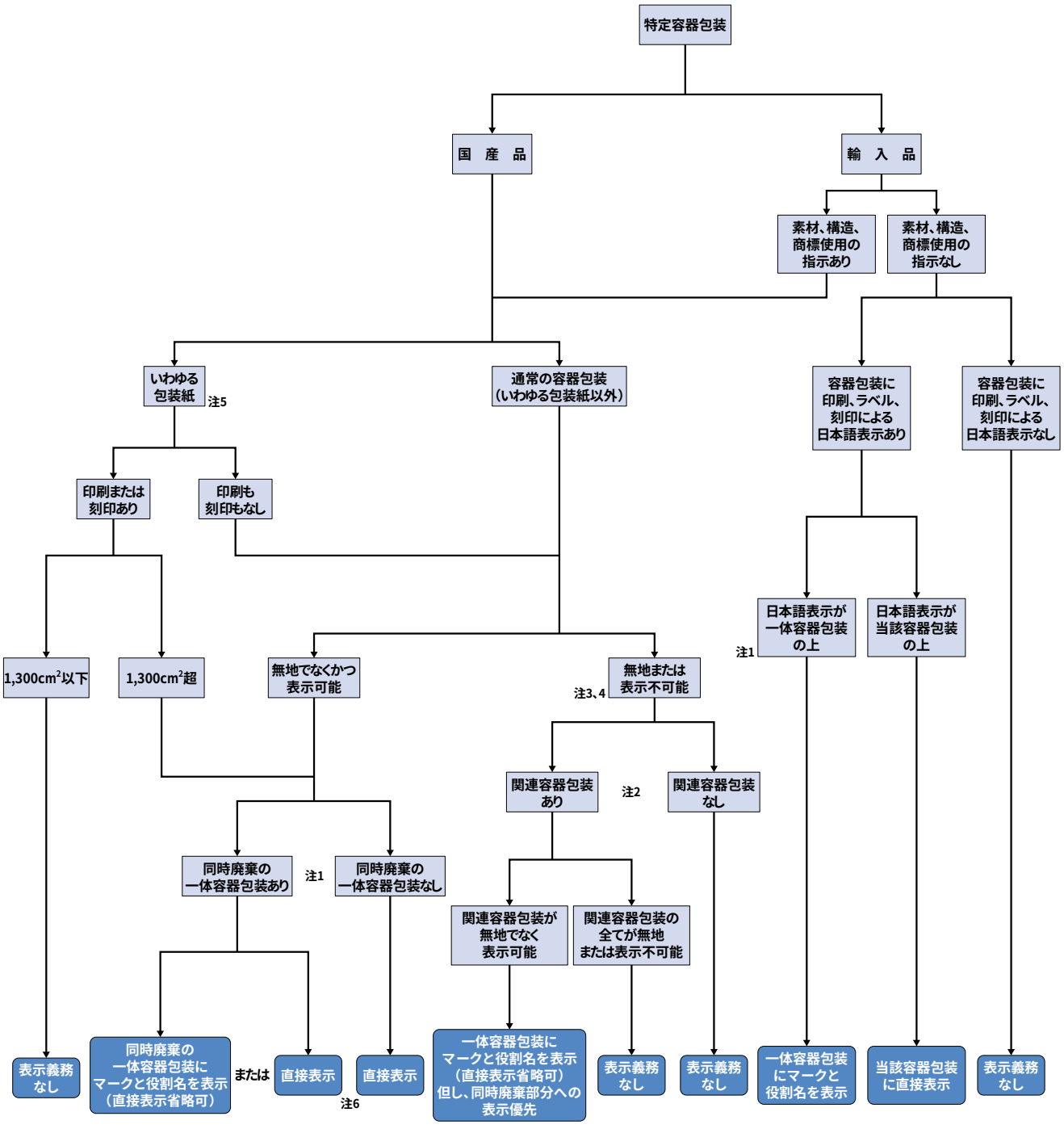

注1.「一体容器包装」とは、容器包装に入れられまたは包まれた商品を入れまたは包む他の容器包装

注2.「関連容器包装」とは、容器包装に入れられまたは包まれた商品を入れまたは包む他の指定表示製品で、飲料・酒類用スチール缶、飲料・酒類用アルミ缶、飲料・酒類・しょうゆ用PETボトルおよびプラスチック製容器包装、紙製容器包装

注3.「無地の容器包装」とは、印刷、ラベルがなく、刻印をすることが可能な成型工程もない容器包装

注4.「表示不可能容器包装」とは、素材上、構造上、その他やむをえない理由で識別マークを表示できない容器包装

注5. 小売販売者が販売するときに商品を包むプラスチック製・紙製包装で、包む商品が特定されていないものを、ここでは「いわゆる包装紙」と呼ぶ

注6. 表示対象の容器包装の表面への表示をここでは「直接表示」と呼ぶ

プラスチック製容器包装および紙製容器包装の識別表示Q＆A

1．識別表示対象の容器包装

Q1

識別表示対象の容器包装は容器包装リサイクル法（以下、容リ法と略）の再商品化義務の対象と同一ですか？

A：原則的には同一です。しかし、容リ法の適用が除外されている小規模事業者の容器包装にも識別表示義務があります。逆に無地や表示不可能の容器包装、一定サイズ以下の包装紙、輸入品等については、再商品化義務はありますが、識別表示義務がない場合もあります。

Q2

家庭系と事業系に共通に使用する容器包装の場合、事業系にも識別マークが付いてしまってもよいのでしょうか？

A：極力両者を区別して、事業系容器包装に識別マークが付されないよう配慮することが望まれます。

Q3

識別表示をすると容リ法の再商品化義務が生じるのですか？

A：識別表示をする、しないによって容リ法の再商品化義務が発生したり、なくなったりすることはありません。ただし、各事業者は識別表示をする場合に、容リ法の義務の対象か否かを確認することをお願いします。

2．識別表示義務者

Q4

識別表示義務者は容器包装のメーカーですか、それとも利用者ですか？

A：識別表示義務は容器の製造事業者、容器包装の製造を発注する事業者（利用事業者）のいずれにもかかります。また、輸入販売事業者も義務者となります。

3．識別マーク

Q5

識別マークの色、線幅、スリット、フォント、周辺の枠や装飾は、自由に決めることができますか？

A：容器包装全体の模様および色彩と比較して、鮮明であり、かつ容易に識別できる限り可能です。

Q6

識別マークは印刷や刻印でなく、シールを貼ってもよいのでしょうか？

A：識別マークは、印刷し、ラベルを貼り、または刻印することによる表示が認められています。ただし、新たにラベルを貼ることは、台紙等によるごみの発生を伴う可能性もあり、留意する必要があります。

Q7

識別マークをスタンプで表示してもよいのでしょうか？

A：鮮明であり、容易に消えないなど印刷に準じた性能があれば認められます。

4．識別マークの表示場所

Q8

ふたの内側など、容器の内側で開けないと外からは見えないところに識別マークを付してもよいのでしょうか？

A：商品を入れまたは包んだ状態における容器包装の表面につけてください。

Q9

容器包装の識別マークを商品のタグや取扱説明書に表示してもよいのでしょうか？

A：タグや取扱説明書は容器包装ではないので、その上に表示することによって本来の識別表示を省略することはできません。

5．無地の容器包装の場合

Q10

無地のプラスチック袋に中身商品表示用の紙ラベルを貼る場合、どのように識別表示したらよいのでしょうか？

A：ラベルが貼ってあれば、袋は無地の容器包装には該当せず、識別表示義務の対象ですが、袋に対する識別マークをラベルの上に付すことができます。

Q11

前記の場合、紙ラベルの分の識別マークは必要ですか？

A：容易に剥がれないラベルは袋本体の一部とみなされますので、ラベルが紙であっても紙の識別マークは表示しません。

Q12

賞味期限やロットナンバーの印字は印刷とみなされるのですか？

A：印刷とはみなされません。

Q13

色無地の場合、印刷があるとみなされますか？

A：色無地は無地とみなされます。印刷があるとはみなされません。

Q14

無地のレジ袋やロール袋は、識別表示が必要ですか？

A：販売時に利用される無地のレジ袋などには、識別表示の義務がありません。ただし、レジ台での表示などで情報提供をすることが望まれます。

6．表示不可能な場合について

Q15

つまようじの袋のように数ミリ角で一方向に長いものやみかんを入れるネット状の袋は識別マークの表示が不可能と考えてよいのでしょうか？

A：識別マークを表示するスペースがなければ、表示不可能の容器包装に該当します。ただし、他の容器包装に表示することが必要な場合がありますのでご注意ください。

7. 同時廃棄ついて

Q16

内袋に入った多数の商品が外箱に入っていて、商品が少しずつ取り出して使われ、全部が無くなるまで外箱を捨てない場合、内袋の識別表示を外箱に付けてもよいのでしょうか？

A：商品の消費（使用）形態により内袋と外箱が同時に廃棄されるものであると判断される場合には、外箱へ一括して表示することが認められます。

8.各構成部分の名称(役割名)について

Q17

役割名の字体は自由ですか？

A：字体は自由ですが、鮮明でかつ容易に識別できることが必要です。

Q18

役割名の呼称は自由に決めてよいのですか？

A：消費者にとってわかりやすい呼称であることが必要です。業界統一のガイドラインがあればそれに従うことが望まれます。

9.トレイの場合

Q19

ラップのかかったトレイに識別表示義務はありますか、表示の方法は？

A：トレイは製造工程において刻印をすることが可能な成型工程があるため無地に該当しないので、印刷がない場合でも識別表示の対象です。しかし、ラップが同時に廃棄されると認められる場合には、ラップに貼られた商品表示のためのラベルの上に識別表示することによって、トレイの表面への表示を省略することができます。

Q20

トレイにかける無地のラップに識別表示義務がありますか？ また表示の方法は？

A：ラップの上に商品等の表示のためのラベルが貼られれば、無地の包装に該当しません。そのようなラップの識別表示はラベルに付すことができます。

10.包装

Q21

商品を包む面積が、商品の表面積の1/2以下の包装は識別表示の対象外ですか？

A：商品全体を包むのに要する最低面積の1/2以下のものは「容器」でも「包装」でもないとされていますので、識別表示義務の対象外でもあります。

11.包装紙(プラ製または紙製)

Q22

省令では、1,300平方cm以下で印刷または刻印がある包装紙が識別表示義務の対象外とされていますが、無地は除外されていないのですか？

A：無地の包装紙は面積の大小にかかわらず無地の容器包装に関するルール(注)に従い、ラベルを貼るなどのことがなければ、識別表示の義務はありません。

注：4頁(6)無地や表示不可能な容器包装 参照

Q23

製造時に特定の製品を包んで出荷する場合、包装紙(例：キャラメルの一粒を包む)は、Q22の対象外とされている包装紙に該当しますか？

A：対象外に該当しませんので、識別表示の対象となります。Q22に該当する包装紙は、小売業者が販売の時に、商品を包むものです。なお、小売業者が販売時に使用するものでも、特定の商品を包むために製造された包装紙は、面積の大小にかかわらず対象となります。

12.複合材質・素材

Q24

分離不可能な複合素材で重量的に主たる素材が識別表示義務の対象外であるアルミなどの場合、従たるプラスチックに対する識別表示義務はないのですか？

A：複合素材の場合は、重量的に主たる素材に関して識別表示の対象となるか否かを判断します。したがって、識別表示の義務はありません。ただし、素材の情報を提供することが望まれます。

Q25

ブリスターパックのうち、台紙とカバーが分離可能なものはどう識別表示をすればよいのでしょか？

A：台紙とカバーがホッチキスで留めてあるものおよび糊付けされていても剥がれやすいものは分離可能な一体容器包装のルールに従って識別表示します。この場合、台紙の上に、台紙用の紙の識別マークとカバー用のプラスチックの識別マークを一括して表示すれば、個々の表示は省略できます。

13.猶予期間について

Q26

平成15年4月1日からの罰則規定適用は、同日以降の販売に対してですか、製造に対してですか？

A：4月1日以降に製造された「特定容器包装」および同日以降に輸入された商品に付された容器包装に罰則の適用があります。なお、勧告、公表、命令、報告徴収、立入検査などについても同様です。

14.識別マークの管理について

Q27

識別マークを付けたらどこかに届けるのですか？

A：届け出の義務はありません。

Q28

識別マークをつけたら使用料を払うのですか？

A：使用料を払う必要はありません。

15.業界のガイドライン

Q29

業界のガイドラインの入手方法は？

A：所属する業界団体に照会してください。

Q30

業界のガイドラインは守らなければならないのですか？

A：識別表示は、製品の種類ごとに統一的であった方が消費者にわかりやすいので、ガイドラインに沿った表示が望まれます。

ＫａｎＦＡ
品質管理ガイドライン

2014 年 12 月 26 日　　第 1 版発行

発行　　協同組合 関西ファッション連合

〒541-0048　大阪市中央区瓦町 2-6-9　大織健保会館 7Ｆ
電話　06-6228-6525（代）

無断複写転用はお断りいたします